

科研費審査システム改革 2018 の点検

令和5年3月17日

独立行政法人日本学術振興会
学術システム研究センター

目次

はじめに	1
1 審査システム改革の背景と位置付け	2
(1) Study Section 方式の導入	2
(2) 「系・分野・分科・細目表」の抜本的な見直し.....	3
(3) 学術研究への現代的要請、挑戦性の減退への対応.....	4
(4) 業績偏重主義の誤認識への対応.....	5
(5) 審査システム改革の位置付け.....	6
2 審査システム改革の内容	7
(1) 審査区分表の採用.....	7
(2) 新たな審査方式（「総合審査」、「2段階書面審査」）の採用.....	8
(3) 研究計画調書の様式の見直しについて.....	9
(4) 評定要素の見直しについて.....	10
3 審査システム改革の定性的効果	10
(1) 審査委員やセンター研究員からの新たな審査方式への意見.....	10
(2) 新しい審査システムに関するアンケート調査.....	10
(3) 合議審査の効果の検証.....	12
(4) 2段階書面審査の効果の検証.....	12
4 審査システム改革後の見直し	13
(1) 公募・審査スケジュールの早期化.....	13
(2) 研究計画調書様式の更なる見直し.....	14
(3) 令和5年度公募から適用する審査区分表の改訂等.....	14
(4) 挑戦的研究（開拓・萌芽）の評定要素・審査方式の変更.....	16
5 おわりに（点検結果、今後の方向性）	16

はじめに

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする競争的研究費であり、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものである。

科研費の審査は、研究者が建設的相互批判の精神に則って相互に審査しあうピアレビューを基本としており、公正に審査を行う審査委員としての立場の研究者のみならず、科研費に応募し、審査を受ける立場の研究者も含め、科研費に関わる全ての研究者等により支えられている。

科研費では、大正 7（1918）年度の制度創設から 100 年目に当たる平成 30（2018）年度に、独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）学術システム研究センター（以下「センター」という。）における 4 年にわたる議論を経て、科研費の審査の基本的な構造を半世紀ぶりに変革する「科研費審査システム改革 2018」（以下「審査システム改革」という。）を断行した。研究者自身が主体的に審査システムの改善のため、その改革に取り組むことは学術の一層の振興のために不可欠であり、また研究者が社会に対して果たさなければならない基本的責務であって、この改革もその趣旨に則ったものであった。

その内容は、新たな審査方式である「総合審査」及び「2 段階書面審査」を採用したことに加え、学術分野別の審査区分を定めていた「系・分野・分科・細目表」（以下「分科細目表」という。）を廃止し、審査区分の設定内容を全面的に見直しした「科学研究費助成事業 審査区分表」（以下「審査区分表」という。）を採用するなど審査方式と審査区分を一体的に改革したものである。

本報告書を取りまとめる令和 4（2022）年度時点で、審査システム改革から 5 年が経過し新たな審査方式や審査区分を採用して科研費の公募・審査を 5 回繰り返してきたところである。センターの審査システム改革に関する報告書¹では、「この改革は、科研費の審査制度の不断の改善の一環である。したがって、一定期間後の再評価とともに、学術動向や研究環境の変化に応じて、適切に改革を進めるべきことを付け加える」とされており、このタイミングで審査システム改革について一度振り返ることとした。

¹ 平成 28 年 3 月 17 日付「科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革 2018（報告）」

本報告書は、審査システム改革の方向性や内容が議論された当時の科学技術・学術審議会やセンターで取りまとめた報告書、事務連絡等（巻末参照）を参考にしつつ、現行のセンター研究員の視点から、これまでの5回にわたる公募・審査の経験や審査システム改革の定性的な効果、その後の制度改善等について点検し、今後の科研費の審査の在り方や方向性を検討する際の起点とするものである。

1 審査システム改革の背景と位置付け

審査システム改革は、センターでのそれまでの科研費の審査の在り方、特に審査体制や審査方法、応募書類等の改善に関する議論の蓄積、あるいは文部科学省科学技術・学術審議会における学術研究に対する現代的な要請や挑戦性の減衰に関する議論、分科細目表の見直しに関する議論及び検討依頼等を背景として、センターによる学術研究を巡る集中的かつ徹底的な議論を経て科研費の新たな審査の仕組みに収斂していくものとなった。

(1) Study Section 方式の導入

科研費の審査制度はこれまで多くの改善が図られてきており、特に科研費の審査業務が日本学術振興会に移管され平成15（2003）年度にセンターが設立されて以降、審査委員候補者データベース（約14万7千人登録：令和4（2022）年度実績）の構築・充実やそれを用いた審査委員の選考（約8千名：令和4（2022）年度実績）、第1段階の審査における審査意見の充実、審査委員の増員、審査の経過や結果の検証などが行われるようになった。また、事務的な面でも応募手続きや審査手続きの電子化による迅速化、審査結果の部分的な開示などが行われるようになってきた。

一方、昭和43（1968）年度から採用されていた当時の審査の基本的な構成である「2段階の審査システム」については50年に及び大きな変化がみられなかった。2段階の審査システムは、膨大な応募件数を適切に審査できることを前提としつつ、複数の者が審査に携わる体制をとることで公正性を担保することには有効に機能していた。一方で、センター研究員は「審査委員間のコミュニケーションをとることが本質的に難しい」、「審査委員の育成につながりにくい」、「第1段階審査での貴重な審査コメントを審査に十分に生かせない」、「応募者に審査コメントをフィードバックしにくいシステ

ムになっている」などの改善すべき課題を指摘していた。

このような中で、平成 24 (2012) 年 1 月にセンター内にピア・レビュータスクフォースを設置し、諸外国の配分機関における審査システムの調査を行うとともに、将来的な科研費の審査の在り方についての検討を開始した。その後、同タスクフォースにおいて議論を重ね、科研費の審査において充実すべきは審査委員間及び審査委員-応募者間のコミュニケーションの向上であると判断し、一定の研究領域の審査委員会において個々の審査委員が応募研究課題について事前にレビューをした上で、レビュー結果に基づいて同一の審査委員間で議論し採択課題を決定する米国 NIH (National Institutes of Health) の Study Section 方式²の導入等を提案するに至った。

これを受け、平成 26 (2014) 年度に創設された「基盤研究 (B・C)」の審査区分「特設分野研究」の審査において、科研費で初めて Study Section 方式を取り入れた審査方式や応募研究課題の長所・短所を記述した審査結果の所見を開示する仕組みが試行され、その成果や課題の検証により改革の実効性について検討が進められた。その後、平成 29 (2017) 年度「挑戦的研究 (開拓・萌芽)」の審査への先行導入による全分野展開を経て、審査システム改革における新たな審査方式として「基盤研究 (A)」等に「総合審査」方式が採用された。

(2) 「系・分野・分科・細目表」の抜本的な見直し

学術分野別の審査単位を定めていた分科細目表については、平成元 (1989) 年度の学術審議会の建議を基に議論が始まり、5 年ごとに見直しを行うことが提言されるとともに、平成 5 (1993) 年度に全面的な改訂が行われた。以降、平成 25 (2013) 年度まで 5 回分科細目表の改訂が行われており、うち平成 15 (2003) 年度、平成 25 (2013) 年度については全面的な見直しが行われた。

結果として、改訂の過程で分科細目表の細目数が増え、平成 5 (1993) 年度の 232 細目から平成 25 (2013) 年度には 432 細目 (キーワード分割を含む) となっていた。細目の増加は、審査の精度向上の観点から考えると評価することもできるが、いくつかの課題点 (既得権としての認識、新分野・融合分野の応募の阻害等) が指摘されていた。

そのような中、平成 30 (2018) 年度から適用する分科細目表の改正に向けて、科学

² 例えば、「H18 年度 科学技術振興調整費「円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路調査」成果報告D 研究費の公正で効率的な使用の実現」(<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/airo/airo.html>) を参照

技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下「審査部会」という。）より、①分科細目表の細分化が進むことで、既存の学問分野に立脚した研究のみが深化し、新たな研究分野や異分野融合の研究は応募しにくいのではないかと、②分科細目表は、いかに審査を公平・公正に行うかという観点でこれまで見直しが行われてきているが、今後は、学術動向の変遷に即した審査を行うために適したものとなっているか、また、これまでの分野の枠に収まらずに新たに伸びていく研究を見いだせるか、という観点で見直していく必要があるのではないかと、などの問題意識が示された上で、文部科学省より日本学術振興会に対して分科細目表の大幅な見直しの検討が要請された。

これを踏まえ、日本学術振興会において、平成 25（2013）年 12 月より、センターが中心となって、学術研究やピアレビューの本義に立ち返って検討を重ねた。この間、検討の進捗に応じて審査部会への状況報告を行うとともに、その際の意見も踏まえて検討を重ね、審査区分と審査方式とを一体的に見直す改革案を取りまとめ、平成 28（2016）年度までには「審査区分表」の具体案を策定した。

（3）学術研究への現代的要請、挑戦性の減退への対応

平成 26（2014）年度には、科学技術・学術審議会学術分科会（以下「学術分科会」という。）において、現代の学術研究には、いわば「挑戦性、総合性、融合性、国際性」が特に強く要請されていることが指摘された。研究者は、自己の専門分野の研究を突き詰めた上で、分野、組織などの違い、さらには国境を越えて、異なる価値や文化と切磋琢磨しつつ対話と協働を重ね、社会の変化に柔軟に対応しながら、新しい卓越した知やイノベーションを生み出すために不断の挑戦をしていくことが求められる、ということである。

また、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（以下「研究費部会」という。）においても「挑戦性」について次のような議論が行われた。これまで挑戦的な研究は、大学や研究機関等における基盤的経費と競争的研究費によるデュアルサポートシステムによって支えられてきた。しかし、デュアルサポートシステムをはじめとする挑戦的な研究を担保・振興する環境は近年、大きく変容しつつある。とりわけ、基盤的経費の逡減等を背景として、研究者が自由な研究活動のために使用できる個人研究費が減少するなど、大学等における研究の自由度や多様性をめぐる環境が悪化している。このような状況下において大学等における研究内容や研究者の意識・行動も変化しており、「社会的課題の解決や経済的な価値の創出を直接的な目的とした研究」や「短期的

な成果が出ることを強く志向する研究者」などが増加する一方で、「新しい研究領域を生み出すような挑戦的な研究」や「長期的な研究戦略を重視して、研究テーマにじっくりと取り組む研究者」が減少しているという見方が広がっている。

なお、「基盤的な力」の衰えの原因・背景としては、前述のデュアルサポートをめぐる問題のほか、研究者が研究以外の様々な活動（例えば各種の評価作業など）に責任を持たされる傾向があること、その結果として、研究に専念する時間が減少していることも看過できない。こうした危機感から、審査システム改革と同期した科研費改革として「研究種目・枠組みの見直し」や「柔軟かつ適正な研究費使用の促進」の検討が研究費部会において進められた。特に、「研究種目・枠組みの見直し」では、研究種目の役割、関係性、趣旨等を明確化する一環として「挑戦的研究」を創設したことや、若手研究者の挑戦機会を拡大する重複制限の緩和が適切に進んだことなどは高く評価できる。一方で、限られた財源下で特定の応募者に採択が偏ることを避けるための特別推進研究への応募回数制限の導入や、それに伴い応募件数の増加が見込まれる基盤研究（S）における採択率向上等の支援規模の拡大やヒアリング審査の在り方など審査の持続可能性については、「Top を伸ばす支援」として大型研究種目の支援規模の拡大が重要であるという認識の下、改革の経過を長期的に見極めた上で継続的に議論していく必要性が指摘されている。

（４）業績偏重主義の誤認識への対応

従来から、審査委員等から、科研費に応募する際に、研究計画調書の「研究業績」欄に必ずしも応募研究課題とは関係のない業績を不必要に記載するなど、科研費の応募、審査に当たって本来の在り方を歪めかねない実態があるのではないかとの声が上がっていた。この点について、「研究業績」欄が一定の情報を記載する「枠」としての位置付けとされてきたことにより、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか」といった誤った認識を与えている可能性の指摘もあった。

このように、科研費の審査に当たって、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者やその他の関係者に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要があるということで、平成 30（2018）年度公募において、研究計画の内容を実行可能と示すために応募者が重要と考える研究業績を記載することに改めた。その後、その観点をより明確にして徹底するために、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会・科学研究費補助金審査部会

科研費改革に関する作業部会から日本学術振興会に対して、研究計画調書の見直しについての検討要請があった。これを踏まえ、センターにおいて検討を重ね、「研究計画調書における研究業績の位置付けは、研究計画調書に記載された研究を遂行するに当たり、実行可能性を判断するためのもの」という基本的な考え方のもと、令和元(2019)年度公募より、研究業績等の記載方法を見直し、「研究業績」欄から「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄へと研究計画調書の様式を変更するとともに、政府全体の競争的研究費の方針と合わせ、審査委員が必要に応じて「researchmap³」や「KAKEN⁴」を参照できることとした。

(5) 審査システム改革の位置付け

従前の科研費の審査は、昭和 43 (1968) 年度に形成された基本的な構造により、書面審査と合議審査を別々の審査委員が担当する「2 段審査」方式で行われてきた。

それ以前の審査は、120 人程度の審査委員により、7 部構成 (文学、法学、経済学、理学、工学、農学、医学) の審査委員会で実施されていた。各専門分科の審査はほとんどが 1 人で行われ、審査後にどのような基準で配分審査がなされたかが検証できず、審査委員会の運営の面からも問題が指摘されていた。こうしたことから、米国 NSF の審査方法を参考にしつつ、明確な審査基準により書面審査と合議審査の 2 段審査制の検討が行われた。

昭和 43 (1968) 年度以降は、伝統的な学問分類法を基礎に、新しい研究の展開にも配慮するという基本線でまとめられ、各細目に原則として 3 人の審査委員を配置することとなった。これにより、1 人 1 つの専門分野を審査していた 120 人体制に比べると、審査が格段に公正に行われるばかりでなく、書面審査のために地方の大学の教授も多数審査に関わることが期待できるようになった。また、第 1 段の審査結果が悪ければ第 2 段審査委員による個人的な採択もできない仕組みになるメリットもあった。

審査の公正性・効率性を重視したこの昭和 43 (1968) 年度の改革により、科研費の審査は研究者コミュニティから高い評価を受ける仕組みとなり、現在の審査システムの原型が形作られた。以来、科研費の審査は、審査委員の増員、分科細目表の見直し、審査・評価規程の策定、審査結果の開示、電子審査システムの導入、審査の検証など不断の改善に努めてきた。

今回の審査システム改革は、従来の審査システムの原型が形成されて以来、50 年ぶ

³ 研究者が業績を管理・発信できるようにすることを目的とした、データベース型研究者総覧

⁴ 科研費により行われた研究概要や研究成果等が検索できる科学研究費助成事業データベース

りの大改革であり、各研究種目の特質に応じた審査区分の適用や「総合審査」の導入などを通じ、より競争的な環境の下、多角的な観点から優れた研究課題を見いだすとともに、審査の質を確保しつつ、審査方式の合理化を図ったものである。

なお、平成 16（2004）年度に、一部の研究種目の審査手続きの一部を電子化して以降、電子化の対象となる研究種目や業務・手続きを順次拡大させてきており、平成 26（2014）年度までに既存の研究種目に係る応募手続き・審査手続きの電子化が完成した。このことにより、審査システム改革の環境が整ったことで公正性・効率性を重視していた従来の審査方式から、公正性・効率性を確保しつつ審査の質を重視する審査方式へと進化させることができたものといえる。

2 審査システム改革の内容

（1）審査区分表の採用

従前の科研費の審査単位は、学術分野別の審査区分を定めていた「分科細目表」に基づいて行われてきたが、前述の課題に対応するため分科細目表を廃止し、新たに「審査区分表」を採用することとした。「審査区分表」は、分科細目表より全体的に大括り化し、大区分・中区分・小区分により構成した。研究種目の特性や規模を勘案し適切な審査区分を適用することとし、大括り化によって従来よりも広い審査区分を導入し、応募者にこれまでより広い審査区分に対応した研究計画調書の作成を、審査委員にはより広い視野に立ち研究計画調書の内容に沿った学術的価値の審査を求めることで、研究者の意識改革を促し、分科細目の細分化・固定化を打破（「たこつぼ化」を是正）することを目指したものであった。

この審査区分は、学問分野の体系化を趣旨としたものでも、大学の学科・専攻や学会の分野などに基づくものでもなく、また固定化されたものでもない。審査において、学術研究の新たな展開や多様な広がりにも柔軟に対応できるようにしたものであり、小区分は「○○関連」、中区分は「○○および関連分野」、大区分は分野名を付さずに記号（A～K）で表記することで、応募者の選択の自由を確保することとしたものである。

(2) 新たな審査方式（「総合審査」、「2段階書面審査」）の採用

従前の科研費の審査は、書面審査を行う審査委員と合議審査を行う審査委員が別々に審査を行う「2段階審査」方式がとられていた。ヒアリング審査を実施する特別推進研究等の一部の研究種目を除き、書面審査は、細目ごとに1課題当たり4名又は6名の審査委員が書面審査を電子システム上で個別に実施し、合議審査は、3～5名程度の審査委員が書面審査結果に基づき分科ごと（人社系は細目ごと）のグループで合議審査を実施し、分野単位の小委員会にて採否を決定していた。この審査方式は膨大な応募件数を迅速に審査する公正かつ適切な仕組みであり、研究者から大きな信頼を得ているものであった。一方で、書面審査を行う審査委員が、他の審査委員の審査意見を参照し、自身の審査内容を再検討できる審査方式ではなく、また、合議審査において、書面審査の評点に基づく合議となるため実質的な議論にはなりにくいという課題も指摘されていた。

審査システム改革では、研究計画の規模・研究種目の特性に応じ、適切な審査区分・審査方式を適用することにより、審査の質を高め、より独創的で優れた研究成果の創出を目指すこととし、1（1）Study Section方式の導入で述べた通り、審査委員全員が委員会に付託された全ての研究課題の書面審査を行った上で、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査を実施し、採否を決定する審査方式である「総合審査」を採用することとした。ただし、書面審査の点数にこだわらず検討し、全審査委員が研究計画調書に基づき、対等な立場で議論ができる「総合審査」を科研費の理想的な審査方式とする一方で、全ての研究種目において「総合審査」を導入することは、審査委員負担の増大やスケジュールの長期化、審査運営上のコスト増大など、様々な問題点から困難が予想された。

応募件数が多く「総合審査方式」の導入が困難な基盤研究（B・C）、若手研究等に対しては、上記の改革の趣旨を踏襲して従来の2段階審査方式を改め、同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し（第1段階における各委員の審査意見を相互に参照した上で第2段階の評価を行う）、採否を決定する審査方式である「2段階書面審査」方式を採用することとした。

「総合審査」では、幅広い波及効果・インパクトが期待される、大規模な研究計画について、大括り化した審査区分による競争的環境の下、より一層幅広い分野の研究者が、実質的な合議によって多角的な審査を実施する。これにより研究者の挑戦性・創造性に富んだ活動を促し、優れた研究課題をよりの確に選定することを通じ、新領域の開拓や分野を超えた連携など新たな学術の動向に即した研究の発展をけん引するこ

とを期待している。なお、「総合審査」の導入に伴い、書面審査コメントや合議審査の内容を基に審査委員が応募研究課題に対する「審査結果の所見」を作成し、応募者に対して応募研究課題の長所・短所を開示することで、審査委員と応募者とのコミュニケーションの向上を図ることとした。

また、「2段階書面審査」では、学術研究の多様性を支える、小規模な研究計画について、集約され、整理された審査区分の下、より高い精度の書面審査を実施する。これにより、研究者の発想の自由度を高め、優れた研究課題をよりの確に選定することを通じ、既存分野の研究を深化させ、学術全体の多様性を一層豊かなものとするのを期待している。なお、「2段階書面審査」では、引き続き定型所見の開示と応募した審査区分で採択された研究課題の評定要素ごとの平均点等を表示することとしている。

(3) 研究計画調書の様式の見直しについて

科研費の応募書類である研究計画調書について、例えば基盤研究では、従来「研究目的」、「研究計画・方法」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「研究経費の妥当性・必要性」などの記載を求めていた。審査システム改革においては、応募者及び審査委員の負担増とならないよう記載する文章量も重要な視点としつつ、記載項目を「研究目的、研究方法」、「本研究の着想に至った経緯など（本項目は令和4（2022）年度公募から「研究目的、研究方法」に統合）」、「応募者の研究遂行能力及び研究環境」、「研究経費とその必要性」などに整理、統合した。

これは、研究者として評価されるために短期的な業績が求められる中で日本の学術全体で独創的な研究、挑戦的な研究が展開できなくなっているという問題意識の下、学術的意義や目的を明確化し、まずサイエンティフィックメリットを評価の中心に据えることとしたものである。特に、自らの課題設定を重視し、核心をなす学術的「問い」は何かの記載を求めることで、学術的な意義、独自性や創造性を担保できているかを評価し、その後に研究計画を実施するための研究遂行能力が備わっているかを評価するという基本的な考え方にに基づき、例えば年次計画の記載を必須事項とはしない、あるいは研究業績について研究計画の実施可能性が判断できる形式での記載を求めるなどの見直しを行った。

(4) 評定要素の見直しについて

科研費の審査基準である評定要素も、従前は研究計画調書の記載項目に対応する形で設けており、例えば基盤研究では「研究課題の学術的重要性・妥当性」、「研究計画・方法の妥当性」、「研究課題の独創性・革新性」、「研究課題の波及効果及び普遍性」、「研究遂行能力及び研究環境の適切性」、「研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性」の6つの評定要素に照らして、対応する記載項目の内容に基づいて総合的に応募研究課題の審査を行っていた。審査システム改革においては、評定要素についても、上記(3)に記載の内容と同様の問題意識の下、研究計画調書の様式の見直しとの整合性を図りつつ、「研究課題の学術的重要性」、「研究方法の妥当性」、「研究遂行能力及び研究環境の適切性」の3つに整理、統合し、研究計画調書全体の内容から評定要素全体に照らして総合的に審査することとした。

3 審査システム改革の定性的効果

(1) 審査委員やセンター研究員からの新たな審査方式への意見

合議審査を実施した審査委員、及び審査に陪席したセンター研究員からは、「広い見地から個々の研究計画の学術的メリットを評価することに合議審査が有効に機能した」との声が多く、審査会に関して寄せられている。具体的には、「書面審査により研究課題の内容を理解した上で、合議では幅広い視点から、研究課題の意義と不足な点を深く議論させ、評価が可能」、「審査区分が広くなり、審査委員も専門が異なるメンバーで構成され、審査の公正性が増した」、「合議審査を経験し、幅広い分野の学術的意義や方法論を学ぶことができた」などの意見が多数あった。

(2) 新しい審査システムに関するアンケート調査

平成31(2019)年4～6月に審査を行った令和元(2019)年度基盤研究(A・B・C)、若手研究、挑戦的研究の審査委員のうち、旧審査方式(二段審査方式)の書面審査または合議審査のどちらか一方でも審査した経験がある審査委員を対象とし、新しい審査システムに関するアンケート調査を行った。

- 旧審査方式で「第二段合議審査」を経験した者のうち、今回、総合審査を経験した者に対して、「旧審査方式に比べ合議審査が充実し審査が深まったと思いますか？」と質問したところ、「思う」又は「やや思う」の回答割合は約9割であった。また、旧審査方式で「第二段合議審査」を経験した者のうち、今回、2段階書面審査を経験した者に対して、「旧審査方式に比べ応募研究課題への理解を深めた上で審査ができたと思いますか？」と質問したところ、「思う」又は「やや思う」の回答割合も約9割であった。

このことから、旧審査方式と比較して、全体的に研究課題に対する理解が深まり充実した審査が行えたといえる。また、総合審査の方が2段階書面審査より「思う」の回答割合が約1.3倍高かったことから、合議審査を行うことで、さらに研究課題への理解が深まったと考えられる。

- 旧審査方式（「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」）を経験した者のうち、今回、総合審査を経験した者に対して、今回実施した「総合審査方式」の良い点について質問したところ、8割以上の審査委員が「書面審査における他の審査委員の意見を合議審査で直接聞くことができた」「合議審査で議論が深まり自分の気づかなかった点について理解が深まった」と回答しており、「特になし」と回答した者は少なく、多くの審査委員が合議審査を通じて審査における有効な着眼点を見いだしたと考えられる。

その一方で、今回実施した「総合審査」方式の改善すべき点について質問したところ、「審査負担が増した」あるいは「専門と離れた応募研究課題で意見を主張しにくかった」といった点について、改善の必要性を感じた者が約3～4割存在した。このことは、学術研究の過度の細分化（たこつぼ化）を是正し、多角的な審査を行うという審査システム改革の趣旨に照らすと、総合審査は審査委員の理解度を深めるのに役立つなど、審査の質の面ではかなりの効果があったと考えられる一方で、審査負担の面や合議審査時の時間配分などについては、まだ改善の余地があるといえる。

- 旧審査方式（「第一段書面審査」又は「第二段合議審査」）を経験した者のうち、今回、2段階書面審査を経験した者に対して、今回実施した「2段階書面審査」の良い点について質問したところ、8割以上の審査委員が「2段階目の審査の際、1段階目での他の審査委員の意見を確認し再検討することができた」と回答しており、「特になし」と回答した者が少なく、多くの審査委員が他の審査委員の審査意見を参考に自身の審査を再考する機会を好意的に受け止めたと考えられる。

その一方で、今回実施した「2段階書面審査」方式の改善すべき点について質問したところ、「特になし」の回答が約4割であったものの、その他の意見として「自分の専門とは多少離れた分野の審査が困難」という意見や、「審査意見の書き方を統一してほしい」という意見があった。このことから、従来よりも広い審査区分を導入するという審査システム改革の趣旨や、十分かつ具体的な審査意見を記入する重要性について、引き続き審査委員に周知していく必要があるといえる。

(3) 合議審査の効果の検証

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の基盤研究(A)の審査において、書面審査の評点(平均点)ごとに採択課題・不採択課題の割合を集計し、合議審査の効果を検証した。

- 仮に書面審査の評点(平均点)の上位から機械的に採択した場合に比べ、実際の合議審査の結果は採択課題の割合にばらつきがある傾向にあった。具体的には、書面審査の評点(平均点)が高い課題でも不採択となる課題があり、一方で書面審査の評点(平均点)が低い課題でも採択される課題がある。このことから、単に書面審査の結果のみに頼ることなく、合議審査により議論を深め、学術的価値の高い研究課題を採択する審査が機能し、審査の質の向上が図られていると考えられる。

(4) 2段階書面審査の効果の検証

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度の基盤研究(B・C)、若手研究の審査において、2段階書面審査の1段階目の評点と2段階目の評点を比較し、2段階書面審査の効果を検証した。

- 1段階目で低い評価(総合評点「1・2」)を付したものは変化が少なく、1段階目で総合評点「3」を付したものは変化が大きかった。また、1段階目の高い評価(総合評点「4」)を付したもののうち、約半数は2段階目で評価が下がっていた。1段階目で高い評価であっても、他の審査委員の評価結果(審査意見)を参考に、低い評価を付した審査委員が多い傾向がみられた。

4 審査システム改革後の見直し

科研費では平成 30 (2018) 年度の審査システム改革後も、センターでの議論を経て様々な制度改善を検討し実現してきた。例えば、審査システム改革に伴い審査負担が大きく膨らんだことや応募件数が増加したことへの対応として、一人当たりの審査件数の上限について検討し、総合審査では 60 件から 50 件へ、2 段階書面審査では 150 件から 100 件へとそれぞれ引き下げることとした。また、審査件数の上限引き下げに加え、以下に科研費の審査に関連する主な制度改善事項を取り上げる。

(1) 公募・審査スケジュールの早期化

従前、科研費の主な研究種目については、交付前年度の 9 月に公募を開始し、最も早い研究種目では交付年度の 4 月 1 日付けで交付内定を行っていた。日本学術振興会では、平成 11 (1999) 年度に科研費の審査・交付業務の一部移管が開始されて以降、応募受付・審査手続きの電子化や業務の効率化等を不断に進めることで、平成 21 (2009) 年度に初めて当該年度の 4 月 1 日付け交付内定を実現した。

一方で、長年にわたって研究者から、研究実施前の準備期間を確保するため科研費の審査結果通知時期の更なる早期化について要望が寄せられていた。今回の審査システム改革を経て、研究種目ごとに審査スケジュールを組むことが可能になったことから、全ての研究種目の業務スケジュールを総点検し、センターや審査部会、研究費部会で議論した上で、研究期間開始と同時に効果的に研究を立ち上げられるよう基盤研究等の審査結果について、令和 4 (2022) 年度公募より公募・審査スケジュールを早期化し 2 月中の審査結果通知を実現した。

なお、前年度のうちに審査結果が通知されることで、研究スタッフの継続雇用や物品調達の準備、出張の調整等の事前手続きが前年度中に実施できるようになり、研究者や研究機関の利便性が格段に高まった。また、早期化の前に実施した審査委員に対するアンケートにおいて、審査を引き受けにくい時期として回答が多かった 1～4 月に主に実施していた審査の時期を 10～1 月に移動できたことで審査委員の負担軽減にもつながった。なお、早期化後に審査委員及び応募者に対して実施したアンケートによると 8 割以上の方は早期化に賛意を示しており、「見直すべき」と回答された方でも更に早期化すべきや応募期間をもう少し延長すべき、周知を徹底すべきであったといったご意見がほとんどで、「元に戻すべき」という回答は皆無であった。

(2) 研究計画調書様式の更なる見直し

審査システム改革の趣旨に沿って改訂した研究計画調書の様式について、研究者から「一部に重複があるため、研究計画調書に同じ内容を書かなければならず違和感がある」、「本研究の学術的背景、本研究の着想に至った経緯、これまでの研究活動が同じ」など、同様式の見直しの必要性に関する意見がいくつ寄せられていた。

この内容が、研究者の多数を占める意見であるかどうか明らかではなかったため、令和3（2021）年4～5月に審査委員に対するアンケート調査を実施したところ、8割以上の審査委員は現行の研究計画調書の様式の構成を「おおむね適切」以上として捉えている一方で、自由記述欄の回答から一定数の審査委員が研究計画調書様式の各項目に重複があることを指摘していることが分かった。

これらを踏まえ、センターにおいて審査システム改革の趣旨と現行の研究計画調書の様式の関係性について幅広く意見交換を行った結果、核心をなす学術的「問い」を求めるなどの基本的な構造は維持しつつ、応募者の重複感の軽減や審査委員の負担軽減につながるよう見直しを行うこととした。

結果として、令和4（2022）年度公募から「1 研究目的、研究方法」及び「2 本研究の着想に至った経緯」を統合するとともに、説明書きと評定要素との対応関係の整理等を行うこととした。また、研究計画調書の様式の構成意図等について応募者及び審査委員に対して様々な媒体を通じて周知した。

なお、研究計画調書様式の更なる見直しについては、令和3（2021）年10～11月に令和4（2022）年度の基盤研究（A）の応募者に対して実施したアンケート調査では、8割以上の応募者が「おおむね適切」以上と回答しており、また、令和4（2022）年3月に令和4（2022）年度の基盤研究（A・B・C）、若手研究の審査委員に対して実施したアンケート調査においても、8割以上の審査委員が、研究計画調書様式の見直しは「おおむね適切」以上と回答している。

(3) 令和5年度公募から適用する審査区分表の改訂等

平成30（2018）年8月に審査部会より示された「審査区分表」の見直しの基本的考え方（以下「基本的考え方」という。）によると、審査区分表は5年程度での定期的な見直しを行うこととされており、文部科学省から日本学術振興会に対して基本的考え方を踏まえた見直しの検討が依頼されたことを受け、センターで検討を開始した。

検討に当たって、令和元（2019）年10月に「審査区分表の見直しの方針」を定め、また令和2（2020）年1月に基盤研究（B）における合同審査の提案を含む「審査区分表」の見直しに当たっての基本的な方向性について」を取りまとめて審査部会に中間報告を行った。その後、審査部会における意見を踏まえつつ、合同審査の方法や審査区分表の見直し案を取りまとめ、日本学術振興会及び文部科学省において意見募集を行うなど幅広く学術関係者から意見を聴取した上で最終案を策定し、令和4（2022）年3月に審査部会に報告し、令和5（2023）年度公募から適用する「審査区分表」の見直し内容が決定された。

① 「審査区分表」の見直しについて

基本的な考え方に基づき、センターにおいて研究種目ごとの応募動向の検証等を行った結果を踏まえ、公正な審査に支障を来しており緊急に見直しが必要と判断した区分はなかったことから、現行の大区分・中区分・小区分の各区分については維持することとし、小区分の「内容の例」を中心に検討することとした。

なお、「内容の例」の検討に当たっては、「内容の例の検討方針」を定め、将来の大括り化を見据えて単語数を少なくすること（10個以下）、また、新しいものも包含できるようになるべく抽象的で広い範囲の言葉を用いること、などを徹底することとした。

検討を重ねた結果、令和5（2023）年度公募から適用する「審査区分表」について、96小区分の「内容の例」の見直しを行い、196単語を追加、220単語を削除することとした。意見募集において区分や内容の例の追加の要望を多数受けている中でも更なる大括り化に努め、審査システム改革の趣旨を堅持することとなった。

② 「基盤研究（B）」における複数の小区分での合同審査の実施について

大区分・中区分・小区分への研究種目別の応募動向等の分析の結果を踏まえ、競争的な環境を確保することでより公正な審査を目指す観点から、基盤研究（B）で著しく応募件数が少ない状況にある一部の小区分においては、他の小区分と合同で審査を行うこととした。合同審査の対象を検討するに当たって「合同審査の組合せ案の検討に関する基本方針」を定め、公正な審査が行えるかという観点を重視して議論した結果として、組合せの相手方を含む49小区分を合同審査の対象とした。

なお、合同審査を行う小区分の審査委員の選考に当たっては、対象区分ごとに事情が異なることから、審査を適正に行うに当たって一律の審査委員構成とはせず、「合同審査に係る審査委員選考に係る基本的な考え方」を定め、審査委員の選考時に審査委員の構成についても対象区分ごとの特性を踏まえて検討することとした。

(4) 挑戦的研究（開拓・萌芽）の評定要素・審査方式の変更

挑戦的研究（開拓・萌芽）は応募件数が多く、事前の選考を実施する必要があったほか、書面審査及び合議審査の対象件数も多かったことから、科研費の研究種目の中でも特に審査委員の負担の大きい研究種目であった。このため、挑戦的な研究課題を見いだすことができることを担保しつつ、審査委員の負担軽減につながるよう審査方式等の検討を行い、令和4（2022）年度から審査方式を以下のとおり変更した。

(1) 評定要素「A 挑戦的研究としての妥当性」を独立

(2) 「萌芽」の審査方式を「総合審査」から「2段階書面審査」に変更

特に、応募件数の多い「萌芽」において2段階書面審査を採用することで、他の審査委員の審査意見を参照して審査を行うことは維持しつつ、合議審査の準備に係る審査負担を大幅に軽減することが可能となり、また合議審査時間の大幅な短縮も可能となった。同時に、研究種目の特性を踏まえ挑戦的な研究課題を見いだすことを担保するため、「開拓」及び「萌芽」について同一の審査委員が審査を行う点は維持した上で、合議審査において分野によっても異なる「挑戦性」の考え方を審査委員間で議論した上で、個別の応募研究課題に関する議論を行うとともに、2段階書面審査にも反映することとした。また、評定要素「A 挑戦的研究としての妥当性」を独立することで、各審査委員の挑戦性の評価を明確化し、引き続き挑戦的な研究課題を見いだせるようにした。

なお、挑戦的研究の評定要素及び審査方式の変更については、令和4（2022）年6月に令和4（2022）年度挑戦的研究（開拓・萌芽）の審査委員に対して実施したアンケート調査では、7割以上の審査委員が萌芽を2段階書面審査方式に変更したことで審査負担が軽減されたと回答した。また、評定要素「A 挑戦的研究としての妥当性」を独立させたことについても7割以上の審査委員が適切である又はおおむね適切であると回答し、合議審査冒頭での「挑戦性」の議論がどの程度有用であったかについても8割以上の審査委員がとても有用であった又はおおむね有用であったと回答した一方で、各質問で否定的な回答をした審査委員は1割以下であった。

5 おわりに（点検結果、今後の方向性）

ここまで審査システム改革の背景や内容、定性的な効果、その後の制度改善などに

ついて点検してきた。審査システム改革は、総合審査及び2段階書面審査における審査委員向けのアンケート結果やそれぞれの評点の変遷の分析等を通じて、良好な水準で有効に機能していることが確認された。また、多くの審査委員から「広い見地から個々の研究計画の学術的メリットを評価することに合議審査が有効に機能した」との声が寄せられており、客観的な根拠を示すことは困難であるが、審査システム改革を通じて、学術研究への現代的要請や挑戦性の減退等に対して適切に対応する方向に進んできていると考えられる。

これに加えて、審査システム改革に伴い増加した審査負担に対応するため、1人当たりの審査件数の上限引き下げや審査スケジュールの比較的審査しやすい時期への変更、挑戦的研究の審査方式の見直しを行うなど継続的に審査システムの改善に努めることで、審査システム改革が応募者や審査委員におおむね受け入れられていることが確認できており、審査の信頼性を高めることに貢献したと言える。

一方、点検の過程で次のような課題も指摘されている。例えば、審査委員と応募者間のコミュニケーションは審査結果の所見の開示等を通じて一定の向上が図られているが、審査委員が応募研究課題の審査に際して記述する審査コメントを、より有効にコミュニケーションに活用していく方策も考える必要があるのではないか。研究業績等の記載方法の見直しに伴って論文業績リストの提出が必須ではなくなったことで、論文産出の動機に影響を与えているのではないか。審査システム改革と並行で進められた研究種目・枠組みの見直しの一環として重複制限の緩和等が適切に進んだことは評価できるが、特別推進研究の応募回数制限や基盤研究（S）の支援規模の拡大及びヒアリング審査の在り方など継続して議論すべき事項も残されているのではないかと、といった点である。

今後、基本的考え方によると、審査区分表自体については令和10（2028）年度公募に向けて体系的な検討が行われることが予定されている。今回の点検を通じて、審査区分表の策定を含む審査システム改革の趣旨や方向性についてはセンターとして適切であると判断しており、間もなく開始される審査区分表の体系的な検討に当たっても、まずは審査システム改革の趣旨を堅持することを議論の起点とする。

また、今回の点検と並行して、センターにおいて、科研費の膨大な応募件数やコロナ禍による研究環境の変容等に対応して、科研費を持続可能な制度として維持・発展させていくために、審査負担の軽減方策やDXを取り入れた効率的な審査方法、審査委員の意識の醸成等について、短期的な改善の視点に加えて中長期的な方向性の視点で検討してきた。その結果として、今後の合議審査はWEB会議形式を基本とすることや審査資料の電子化を進めることを決定するとともに、審査のインセンティブとし

て「科研費審査功労者」の認定制度の創設などを検討しているところである。センターとしても、残された課題について議論を深めるとともに、環境の変化に柔軟に対応した持続可能な審査の在り方や審査負担の軽減方策等について引き続き検討することとし、今後も不断の改善に努めていくこととする。

最後に、学術分科会の審査システム改革に関する報告書⁵では次のことが指摘されている。「今般の審査システム改革は、我が国の研究力を支える科研費の不断の改善の一環」であり、「科研費が我が国の研究力を支えている現状を踏まえると、(中略)その向上への強力な推進力となる」とする一方で、「科研費の改革だけで「国力の源」たる学術研究を強固かつ豊かに発展させていくことには限界がある」とし、「改革を実効あるものとするためには、学術研究及びそれを支える人材の育成を担っている大学・研究機関への基盤的経費の充実も喫緊の課題となっている」ことに言及し、「「デュアルサポートシステムの再生」に向けた適切な行財政措置」を求めている。これらの指摘は、本報告書を取りまとめている令和 4 (2022) 年度現在においても何ら変わることはなく、また基盤研究等の応募件数が増加し 1 研究課題当たりの配分額が減少している現在においてはなお一層、「デュアルサポートシステムの再生」に向けた行財政措置を強く求めたい。

参考資料

- ・科研費の審査体制の改善に対する提言【平成 25 年 3 月 日本学術振興会学術システム研究センター ピア・レビュータスクフォース】
- ・我が国の学術研究の振興と科研費改革について（第 7 期研究費部会における審議の報告）(中間まとめ)【平成 26 年 8 月 27 日 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会】
- ・学術研究の総合的な推進方策について（最終報告）【平成 27 年 1 月 27 日 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会】
- ・科学研究費助成事業（科研費）審査方式の見直しについて（中間まとめ）【平成 27 年 10 月 16 日 日本学術振興会学術システム研究センター】
- ・科学研究費助成事業（科研費）審査システム改革 2018（報告）【平成 28 年 3 月 17 日 日本学術振興会】
- ・科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について【平成 28 年 12 月 20 日 文

⁵ 平成 29 年 1 月 17 日付「科学研究費助成事業の審査システム改革について」

- 部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会】
- ・科学研究費助成事業の審査システム改革について【平成 29 年 1 月 17 日 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会】
 - ・科研費改革の実施方針【平成 27 年 9 月 29 日、最終改定平成 29 年 1 月 27 日 文部科学省】
 - ・科研費応募件数増加に関する検討（中間まとめ）【平成 30 年 7 月 20 日 日本学術振興会研究事業部、学術システム研究センター】
 - ・「審査区分表」の見直しの基本的考え方について【平成 30 年 8 月 7 日 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会】
 - ・第 9 期研究費部会における審議のまとめ【平成 31 年 1 月 25 日 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会】
 - ・令和 4 (2022)年度の科学研究費助成事業の公募、内定時期の前倒し等について（事務連絡）【令和 3 年 4 月 8 日 文部科学省研究振興局学術研究助成課・日本学術振興会研究事業部】
 - ・令和 4 (2022)年度の科学研究費助成事業（科研費）の審査結果通知等について（事務連絡）【令和 3 年 12 月 22 日 文部科学省研究振興局学術研究推進課・日本学術振興会研究事業部】
 - ・科学研究費助成事業「審査区分表」の改正等について【令和 4 年 3 月 9 日 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会】
 - ・第 11 期研究費部会における審議のまとめ【令和 5 年 2 月 1 日 文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会】